

ホテルポートプラザちば利用補助について

令和2年11月1日より、会議・宴会利用の場合も組合員証が必要になります！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121



- 従来は宿泊利用時のみ組合員証の提示を求めていましたが11月1日からは**会議・宴会で利用する場合も組合員証が必要**です。
会議・宴会場の入口に専用機械（コードリーダー）を設置しますので、会議・宴会利用時は組合員証のQRコードを機械にかざしてください。
- 同日以降は、QRコードの読み取りにより利用補助の申請を行ったものと扱うため、**利用補助申請書（会議・宴会用）が提出不要**になります。**組合員証未持参の場合は、利用補助の適用が受けられません**ので、御注意ください。
- 宿泊利用においても、同様にフロントに専用機器（コードリーダー）を設置しますので、利用時は組合員証のQRコードを機械にかざしてください。QRコードの読み取りにより利用補助の申請を行ったものと扱うため、**宿泊クーポン券が提出不要**になります。
- QRコードが擦り切れて機械に読み込めない方、組合員資格を取得した直後で組合員証がお手元にない方は、従来通り宿泊クーポン券（宿泊利用）・利用補助申請書（会議・宴会用）（※）の記入・提出により、利用補助が適用されます（ただし、本人確認のための書類（運転免許証等）の提示をお願いします）。

※あらかじめ記入した申請書をご持参いただくか、ホテルに用意している用紙に記入いただきます。

	現在	変更後（令和2年11月1日～）
会議・宴会利用補助	・利用補助申請書（会議・宴会用）の提出	・ 組合員証の提示 （各宴会場入口で専用機器に組合員証のQRコードをかざします） ・利用補助申請書（会議・宴会用）の提出は不要になります。
宿泊補助	・宿泊クーポン券の提出 ・宿泊利用申請書（団体用）の提出 ・組合員証の提示	・ 組合員証の提示 （フロントの専用機器に組合員証のQRコードをかざします） ・宿泊クーポン券と宿泊利用申請書（団体用）の提出は不要になります。

ホテルポートプラザちば利用補助について GoTo トラベル事業と宿泊利用補助の併用について

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

- GoTo トラベル事業や千葉市の「ちば割」では、ホテルポートプラザちばも割引対象の宿泊施設ですが、宿泊利用補助との併用については次のとおり取扱うこととします。今後、新たに自治体等が割引キャンペーンを始め、ポートプラザちばが事業に参加した場合も同様です。

GoTo トラベル事業やその他自治体等が実施する独自の割引制度を利用した場合も**宿泊利用補助を併用することが可能です**。ただし、1人あたりの旅行代金から各種の割引制度（GoTo トラベル事業の宿割引、ちば割等）を利用した後の旅行者の窓口負担額が**3,000 円（税抜）に満たない場合には、宿泊利用補助との併用は出来ないこととします**。

（例）GoTo トラベル事業と併用した場合の宿泊利用補助の取扱い（税別で算出）

宿泊プラン	宿泊代金 / 人 A	GoTo トラベル事業		宿泊利用補助	支払額
		旅行代金割引 (35%) B	旅行代金割引後 A - B	補助適用	
①	4,500 円	1,575 円	2,925 円	×	2,925 円
②	6,000 円	2,100 円	3,900 円	○	900 円

※①では宿泊利用補助を使うことはできません。この場合、GoTo トラベル事業を使わずに宿泊利用補助のみを利用した方がお得に利用することができます。（予約の仕方や各種割引制度の利用方法については、ホテルに確認してください。）